

住民税非課税世帯等に対する

臨時特別給付金 (10万円)



●問い合わせ 松本市臨時特別給付金コールセンター
(☎31-3111 ☏31-3786 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝日を除く)

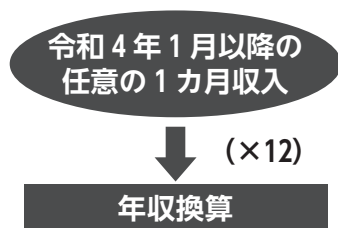
新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困っている方への支援の強化として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 (以下「給付金」という) について、令和4年度課税情報を活用した給付を行います。

支給対象に該当する世帯は、期日までに申請書または確認書の提出が必要です。郵送による申請、口座振込による支給を基本としますので、ご協力をお願いします。

対象1：家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月から9月までの間で、家計が急変し、世帯全員それぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯

【判定方法のイメージ】



家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がない場合	96万5,000円	41万5,000円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している場合	146万9,000円	91万9,000円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合	187万9,000円	123万4,000円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合	232万7,000円	154万9,000円
障がい者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	204万3,000円	135万円

- 令和4年1月以降の任意の1カ月の収入を12倍し、年収に換算して判定します。
- 収入の種類は、給与、事業、不動産、年金です (遺族年金など非課税の公的年金等収入は含みません。)

申請方法

要件を満たす方は、申請が必要です。
※申請書は、各支所・出張所の窓口か市ホームページから

申請期限

9月30日(金)必着

対象2：住民税非課税世帯

① 令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

- 世帯内の全ての方が、令和3年1月1日以前から松本市にお住まいの場合
➡令和3年1月以降に確認書を送付し、順次給付しています。
- 世帯内に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合
➡申請書を令和4年2月以降に送付しています。給付金を受け取るには、申請が必要です。

② 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

※①に該当する世帯は、対象外

- 世帯内の全ての方が、令和3年12月10日以前から松本市にお住まいの場合
➡令和4年7月中旬に、確認書を送付しますので、必要事項を記入して、添付書類と一緒に提出してください。
- 世帯内に、令和3年12月11日以降に転入した方または令和4年度市民税未申告の方がいる場合
➡給付金を受け取るには、申請が必要です。
令和4年7月下旬に、申請書を送付しますので、必要事項を記入して、添付書類と一緒に提出してください。

申請期限

10月31日(月)必着 ※期限を過ぎると受け付けできませんので余裕をもって提出してください。

※すでに給付金 (10万円) の給付を受けている世帯や、課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外です。
※対象1、2を重複して受給することはできません。
※支給対象に該当する世帯のうち、書類が届かない場合や、配偶者や親族からの暴力等を理由に松本市に避難している方の支援措置については、お問い合わせください。